

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日から、〇病院に入職し、施設整備係として主に病院建物の維持管理、各設備の保守管理等の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日「急性心筋梗塞」を発症し同月〇日まで休業した後職場復帰した。

請求人は平成〇年〇月〇日の朝失踪して数日放浪した後自殺を図り〇病院に救急搬送され同日夜退院した。平成〇年〇月〇日〇病院に受診し、「うつ病」と診断された。

請求人は、本件疾病は業務に起因するとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

「地下水汲上げ」問題は、自殺行為に及ぶ極めて大きな精神的負担となったにもかかわらず原処分は事実関係を誤認している。さらに、心筋梗塞を抱える請求人の毎月 30 時間を超える時間外労働は、もっと深刻に評価すべきである。監督署長の不支給決定処分は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃発病したと推察されるが、請求人の業務による心理的負荷は、総合評価「弱」と認められるものであり、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

#### (1) 発症時期

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

ア 議事録のデータを消去してしまったという出来事が認められる。当該出来事は具体的出来事として「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」が適用され、この平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。上司から叱責を受け始末書を書かされたが、解雇など請求人の進退には影響がなかったため、この出来事の心理的負荷の強度「Ⅰ」程度と修正する。

イ 地下水の無許可使用に関して市から指摘を受けたという出来事が認められる。当該出来事は具体的出来事として「会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた」が適用され、この平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。市の調査は 10 分から 15 分程度のアンケート調査であり、届出はされていた等として平均的強度「Ⅱ」を「Ⅰ」に修正する。

一方請求人は、アについて、医事課の副主任が、職員の進退について一定の影響力を持っており辞めさせると言った、との主張をしているが、当該者が、他課の正社員の進退に影響力を持つということは一般的には考えられない。請求人は、医事課の副主任が派遣社員を辞めさせたと考えており、そのことをもって、自らの進退への影響力を持つとの主張の根拠としているものとも思われるが、その事実関係も定かではない。しかも、「辞めさせてやる」との発言は人を介してそう言っていると聞いた、ということであり、これをもって大きな心理的負荷を受けた、という主張は採用しがたい。

次にイの出来事に関し、請求人が、病院が違法行為をしていると思ひ込み、どうしていいか判断がつかなくなったということについては、請求人の遺書の記載からもうかがわれ、また、その結果失踪し、自殺を図ったのであるから、請求人自身がそのことを大きく受け止めたのであろうことは認定できる。

しかし、地下水に関わる問題については、それが違法であったとしても、役職にも就いていない請求人に、病院内での責任や、刑事責任が問われるはずがない、と考えるのが、一般的な反応であろうと考えられる。また、仮に手続き上の誤りがあるならば、上司と相談するなどしてそれに対処しようとするのが通常の行動であると思われ、どうしていいか分からなくなって失踪し、自殺を企図する、という行動について、同じ出来事に遭遇した多くの人が、そのように反応するかというと、否定せざるを得ない。

よって、アもイも心理的負荷の強度は、「Ⅰ」とするのが相当である。

出来事後の状況が持続する程度の心理的負荷の検討では、職場の支援として、消去されたデータを総務課職員が復活させたことのほかは特筆すべきことはなく、過重性が認められないとして、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断した。

### (3) 業務以外の出来事による心理的負荷及び個体側要因について

業務以外の心理的負荷は認められず、個体側要因も認められない。

以上より請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断するものであり、請求人に発病した精神障害を業務上の事由によるものと認めることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。